

受注型企画旅行取引条件説明書面・契約書面（国内版）

前掲または後日お渡しする旅行条件書、ご行程表（併せて「企画書面」といいます。）

及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

（旅行業法第12条の4による取引条件説明書面、旅行業法第12条の5による契約書面）

1. 受注型企画旅行契約

この旅行は、公益財団法人福島県観光物産交流協会（以下「当協会」といいます）がお客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当協会に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。また、旅行契約の内容・条件は、旅行日程などに記載された旅行サービス、出発前に交付する最終旅行日程表と称する確定書面及び当協会旅行業約款受注型企画旅行契約の部（以下「当協会約款」といいます）によります。

福島県知事登録旅行業 第2-362号 （一社）全国旅行業協会正会員
公益財団法人福島県観光物産交流協会 福島県福島市三河南町1番20号
総合旅行業務取扱管理者 渡辺 政和

2. 契約の申込

- （1）当協会がお客様に交付した企画の内容に関した契約を申し込もうとするお客様は、当協会所定の申込書に所定の事項を記入の上、当協会が別に定める金額の申込金を添えてお申込みいただきます。当協会業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。
- （2）当協会は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- （3）契約責任者は、当協会が定める日までに、構成者の名簿を当協会に提出しなければなりません。契約責任者は第20項による第三者提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- （4）当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される責務又は義務については何らの責任を負うものではありません。
- （5）当協会は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- （6）健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、上記（3）の期日までのできるだけ早い機会に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）あらためて当協会からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- （7）前号のお申し出を受けた場合、当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面それらを申し出いただくことがあります。
- （8）当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- （9）お客様ご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。

3. 契約締結の拒否

当協会は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- （1）お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- （2）お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- （3）お客様が当協会に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行ったとき。
- （4）お客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当協会の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行ったとき。

- (5) 当協会の業務上の都合があるとき。

4. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理したときに成立します。
- (2) 当協会は、契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付したときに成立いたします。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他お客様が当協会に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、お客様の申し込みを受けて、当協会が当該申し込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

5. 契約書面の交付

- (1) 当協会は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当協会の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当協会が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は(1)の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程、及び利用予定の宿泊機関及び表示上必要な運送機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び旅行計画上重要な運送機関の名称を列举した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当協会は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当協会が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当協会が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅を超えて改訂された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当協会は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当協会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当協会は、可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当協会は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明します。

9. お客様の交替

- (1) 当協会と受注型企画旅行契約を締結したお客様は、当協会の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すこと、又は、構成者の変更を行うことができます、この際は、当協会が定める交替に要する手数料をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発行にかかわる費用を請求する場合があります。）
- (2) お客様は、前項に定める当協会の承諾を求めようとするときは、当協会所定の用紙に所定の事項を記入のうえ、所定の金額の手数料とともに、当協会に提出しなければなりません。
- (3) 契約上の地位の譲渡は、当協会の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。
- (4) 当協会は、(1)にかかわらず、利用運送機関、宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

10. 旅行契約の解除

- (1) お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
 - ① お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。
 - ② 当協会の責任とならないローンの手続等の事由によるお取り消しの場合も記載の企画料金又は取消料をいただきます。
 - ③ お客様が、3.(2)(3)(4)(5)のいずれかに該当することが判明したときは、当協会は旅行契約を解除することができます。その場合、企画書面記載の企画料金または取消料をいただきます。
- (2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。
 - ① 旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第14項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。
 - ② 7.(2)により旅行代金が増額されたとき
 - ③ 公共的機関の発した情報など客観的な情報から、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は、不可能となるおそれが極めて大きいとき
 - ④ 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき
 - ⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき
 - ⑥ 旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又はその旨を告げたとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスを受領することができなくなった部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

11. 添乗サービス

- (1) 当協会は、お客様のご依頼により添乗サービス料金等を申し受けたうえで、添乗サービスを提供いたします。（※同行するために必要な交通費、宿泊費等を含む）
- (2) 添乗員が同行しない旅行にあつては、現地における当協会の連絡先（手配代行者）を最終旅行日程表に明示いたします。また、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただく場合があります。
- (3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

12. 当協会の責任及び免責事項

- (1) 当協会は、旅行契約の履行にあたって、当協会又は当協会の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限ります。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。

- (3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当協会は本項(1)の責任を負いません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

1 3. 特別補償

- (1) 当協会は前項(1)に基づく当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規程により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当協会が前項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当協会が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (2) お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、受注型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハンググライダー搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (3) 当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (4) 当協会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

1 4. 旅程保証

- (1) 当協会は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。但し、当該変更について当協会に第15項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- ①次に掲げる事由による変更の場合は、当協会の変更補償金を支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
 - b. 戦乱
 - c. 暴動
 - d. 官公署の命令
 - e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
 - g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
- ②第12項及び第13項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当協会は変更補償金を支払いません。
- ③契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当協会の変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当協会は変更補償金を支払いません。
- (3) 当協会は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

当協会が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率 x お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客 様に通知した場合
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が募集パンフレット等に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。）	1. 0	2. 0
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1. 0	2. 0
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室条件の変更	1. 0	2. 0

※注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

※注2：確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えたうえで、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。

※注3：③又は④に揚げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は一泊につき一件として取り扱います。

※注4：④に揚げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

※注5：④又は⑦若しくは⑧に揚げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。

15. お客様の責任

- （1）お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- （2）お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- （3）お客様は、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万一記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又は当協会に申し出なければなりません。
- （4）当協会は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様のご負担となり、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに当協会の指定する方法で支払わなければなりません。

16. お買い物案内について

お客様のご便宜を図るため観光中・送迎中にお土産物店にご案内することがあります。購入の際には、お客様ご自身のお買い物に際しましては、お客様のご自身の責任で購入ください。当協会では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので、トラブルが生じないよう商品の確認及びレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

17. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病気・けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めいたします。

18. 個人情報の取扱い

- (1) 当協会は、旅行申し込みの際に提出された構成者の名簿に記載された旅行参加者の個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内、当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で企画書面及び最終日程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。

このほか、当協会では、下記の項目に利用させていただくことがあります。

- ①当協会及び当協会と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤統計資料の作成

その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上承諾をいただきます。

- (2) 当協会は、旅行中に疾病・事故等にあった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いすることがあります。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当協会が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当協会に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

19. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当協会旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。